

北陸先端科学技術大学院大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
研究開発課題（平成29年度10月開始分）募集要領

1. 目的

若手研究者等の知的活力を最大限に活用し、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成することを目的とします。

2. 課題の募集

大学の研究成果を基にその実用化を目指し、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「VBL」という。）の施設において独創的な研究開発を実施する課題を募集します。

3. 応募要領

(1) 応募対象者

応募対象者は、ベンチャー・ビジネスの萌芽となるべき独創的な研究開発プロジェクトを実施する、次のいずれかに該当する者です。

- ① 本学の教員（共同研究等により本学との連携協力関係を有する場合に限り、学外の研究者を研究開発代表者とする可。）
- ② 本学の学生（原則として研究開始時点で博士後期課程の学生が対象。博士前期課程の学生は、指導教員の承認を得ることを応募の条件とする。）

(2) 対象課題

本学の研究シーズに基づいたベンチャー・ビジネスの萌芽となるべき独創的な研究開発

(3) 研究開発期間

VBLにおける研究開発期間は、最長2年6ヶ月とします。

(4) 研究開発資金

研究開発に係る経費は原則措置しませんので、申請者側で準備願います。

(5) VBLの施設利用について

採択者は、VBLの施設内にある実験室や研究員室を利用することが可能です。VBLの施設利用を希望する場合は、「平成29年度VBL利用申請書」を「研究開発課題公募申請書」に併せて、提出のこと。（VBL利用申請書は毎年度、提出が必要）

ただし、利用する場合は本学学生以外は利用料を負担していただくことになります。

詳細は、「ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの利用に係る経費の負担額及び負担方法に関する細則」抜粋を参照ください。

なお、平成29年度10月における利用可能な室は以下のとおりです。

- ① 研究員室（机、書類棚、ロッカー 設置）

4室

②共用実験室（ただし、既入居者と共同利用となる場合があります。）

・クリーンルーム（C9-10 *クラス 5, 000>） 1室
（*クリーンドラフトチャンバー設置）

・バイオハザード室（C9-20 *P2レベル） 1室
（*超純水製造システム、qPCR 装置設置）

・共同実験室

（C9-11, C9-25, C9-26, C9-37） 4室

*共同実験室にも、超純水製造システム、蒸留水製造装置、スクラバー
ユニット、実験台等の設備を設置しています。

（別途ご相談いただければ見学可能です。）

(6) 採択予定件数

平成29年10月における利用可能なVBL施設を考慮し、若干数を予定しています。

(7) 応募締切

平成29年6月30日（金）必着

(8) 提出書類

① 公募申請書 1部（左肩クリップ留め）

② VBL利用申請書（利用を希望する方のみ） 1部

③ 提案課題に関わる主要な文献3件以内の写し 各1部

※申請書のダウンロード

<http://www.jaist.ac.jp/ricenter/vbl/VBLsinseisyo.29.10.doc>

(9) 提出書類送付先

提出書類は、下記までご持参又は配達状況のわかる方法（簡易書留又は宅配便等）でお送りください。

なお、応募条件、公募申請書作成方法等、本募集に関するお問い合わせも併せて下記にお願いします。

<送付先・お問い合わせ先等>

〒923-1292

石川県能美市旭台一丁目1番地

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 研究推進課 研究施設支援係 宛

電話：0761-51-1906、1907 FAX：0761-51-1919

E-mail：sien@jaist.ac.jp

4. 課題の選定

提案課題の選考に際しては、学内外の専門家等によるベンチャー・ビジネス研究課題選定
・評価委員会において提出書類に基づき申請者からヒアリングを行い、独創性、事業化の可

能性、計画の妥当性等を評価します。この結果を基に学長が選定結果を決定します。

なお、選定結果は、平成29年9月下旬に申請者にお知らせする予定です。

5. テクニカルレビュー（活動成果の発表）及び研究活動報告書の作成について

採択課題については、毎年度末にベンチャー・ビジネス研究課題選定・評価委員会において、課題の進捗状況の評価することを目的に、テクニカルレビュー（活動成果の発表）を開催しています。その際、研究の進捗、成果及び今後の見通しについて、発表していただきます。

また、研究活動報告書に研究の概要、進捗、成果等について記入いただき、毎年度、提出いただきます。

「北陸先端科学技術大学院大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの利用に係る経費の負担額及び負担方法に関する細則」抜粋

第2条 利用経費の負担額は、次の表に掲げる室区分に係る負担月額に、規則第5条第1項により許可された利用期間の月数を乗じて得た額とする。

室 区 分	負担月額	備 考
共同実験室	40,000 円	
研究員室	20,000 円	左記負担月額は、1人当たりの額

2 次の各号に掲げる場合の利用経費の負担月額については、前項の表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 共同実験室を利用する場合 前項の表に規定する共同実験室の負担月額に利用する面積に応じた割合を乗じて得た額
- 二 定員を超えて研究員室を利用する場合 20,000 円に定員を乗じて得た額に、10,000 円に定員を超える人数を乗じて得た額を加えた額

3 次の各号に掲げる場合の利用期間の月数の算定については、当該各号に定めるところによる。

- 一 許可された利用期間の開始の日が月の21日以降の場合 当該開始の日の属する月を除いて算定する。
- 二 許可された利用期間の終了の日が月の10日以前の場合 当該終了の日の属する月を除いて算定する。